

食安輸発1010第1号
平成26年10月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(シリア産ピスタチオナッツ加工品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成26年9月29日付け食安輸発0929第5号）にて通知したところです。

今般、輸入時検査の結果、シリア産ピスタチオナッツを原料として製造されたピスタチオナッツ加工品からアフラトキシンを検出したことから、ピスタチオナッツ加工品については、引き続き原産国の確認を行い、シリア産ピスタチオナッツを原料として30%以上含有する加工品については、輸入届出ごとの全ロットについて検査命令を行うこととします。

また、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

1. 全輸出国の項中

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ	イタリア産、スペイン産及び米国産にあつては各々の項によること。	アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg（可食部）採取したものを検体（合計8検体）とすること。（注2）	平成23年8月16日付け食安輸発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ	イタリア産、シリア産、スペイン産及び米国産にあつては各々の項によること。	アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。

に改める。

2. 別表1中、

対象国地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
シリア	ピスタチオナッツ及びその加工品(ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加する。